

令和6年8月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	8月2日	区立小中学校における特別教室等アクセスポイント入替等工事	令和6年12月27日	NECフィールドイン グ株式会社 東日本イ ンテグレーション統括 部 東京第一営業部	21,802,000	指定事業者は、現在稼働している学校ICTネットワークシステムを構築した事業者であり、配線状況や構成を熟知している。アクセスポイントを入れ替えるには既存のネットワークに接続するための機密情報であるIPアドレス、SSID、パスワード等の設定を把握している必要がある。また、セキュリティー確保の上から本工事を施行できるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	庶務課
2	8月2日	二葉小学校図工室ほか内装改修その他に伴う工事監理業務委託	令和6年10月31日	A I S総合設計株式会 社 東京事務所	10,197,000	工事監理業務を行うためには、敷地に係る諸条件や施設建築物における特性を含む設計プロセス等の熟知が不可欠であり、設計業務の受託事業者でなければきわめて支障が大きいことから、本業務を確実かつ効果的に履行することができるのは、二葉小学校増築に伴う実施設計その他業務委託（図工室ほか内装工事の設計を含む）を受託した指定事業者のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	公共施設マ ネジメント 推進課
3	8月5日	地籍調査（街区境界調査）委託（測量工程）	令和7年2月28日	一般社団法人東京公共 嘱託登記土地家屋調査 士協会	22,000,000	本業務では、広範囲かつ限られた期間で緊急性のある調査を行う必要があるため、本業務を履行することができるのは、墨田区内の土地所有者からの依頼による土地の表示登記や境界確定業務の豊富な実績があり、区内の土地の境界に関する豊富なデータを有し、土地家屋調査士が多数在籍し、同時期に複数現場の調査・測量・立会いが可能である指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	土木管理課
4	8月5日	すみだ福祉保健センター歯科相談室ほか改修に伴う設計業務委託	令和7年3月14日	株式会社相和技術研究 所	30,800,000	本業務は、通常の内外装や設備の表層を改修する設計業務とは異なり、諸室用途の変更及び空調設備（中央方式）の増改修設計に加え、計画通知による建築基準法の審査を想定した検討が必要なものである。そのため、本施設の機能改善を図りつつ、設備全体の影響を最小限に抑えるよう確実に本業務を履行することができるのは、本施設新築時の設計者であり、施設の法令制限や既存設備に係る知見、情報の質的・量的優位性を有している指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	公共施設マ ネジメント 推進課
5	8月9日	わんぱく天国流水池循環装置取替工事	令和6年11月29日	荏原実業株式会社	1,641,200	本工事を施行するにあたっては、わんぱく天国流水池施設を休止する必要がある。休止することによって池の水質が悪化するため、ポンプ休止日数を最小限で施工しなければならない。 指定事業者は、当施設のポンプ製品の取扱事業者であり、年間を通して保守点検も行っており、当該地を熟知しているため、本工事を最小限のポンプ休止日数で確実に施行できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	庶務課
6	8月26日	横網町公園固定系防災行政無線追加整備工事	令和7年3月31日	株式会社日立国際電気	12,100,000	本案件は墨田区防災行政無線（固定系）再構築工事の後を継いで行われる事業のため、これまでの整備経緯を踏まえた工事の施行が求められる。また、親局との無線通信に必要な設定や隣接子局のスピーカ一との相互調整等を総合的に施行することができるのは、墨田区防災行政無線（固定系）再構築工事を施行した、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	防災課